令和９年度再認定申請説明会（令和８年11月6日（金）実施）におけるご質問への回答

１．申請手続きについて

	質問	回答
1	キャンパスごとに教育プログラムが異なる内容である場合、提出書類の留意点はあるか。	リテラシーレベルや応用基礎レベル（大学等単位）であれば学校単位、応用基礎レベル（学部学科単位）であれば学部単位（短期大学や高等専門学校の場合は学科単位）が認定の単位となるため、キャンパスごとの区分ではない。キャンパスに設置されている学部や学科によって教育プログラムの修了要件や構成科目が異なるということであれば様式１を書き分けていただく必要がある。
2	令和９年度の再認定申請を行う場合、**令和8年度の変更届も包括する（＝変更届の内容を含めて再認定申請する場合は、変更届の提出を求めない）**という認識でよいか。	ご認識のとおりで差し支えない。
3	3月上旬に審査結果の伝達、4月1日に認定結果の通知、ということだが、3月上旬の審査結果にて問題なければ、認定されるものと、受け取ってよいのか。新年度の学外への広報資料等の印刷等が迫る時期のため、認定されるものと受け取って良いのか確認したい。	審査結果の伝達から認定結果の通知までで、結果が大きく変わることは想定していないため、新年度の準備で必要な作業は適宜進めていただいて差し支えない。 一方で、対外的な公表は認定結果の通知と同時に行うため、認定結果の通知前に審査結果を学外に公表することがないよう取扱には十分にご留意いただきたい。
4	再認定を受けた場合、その認定の有効期限までに新たな学部が新設される場合、変更届が必要という認識でよいか。	学部新設といってもケースによる。例えば、リテラシーレベルや応用基礎レベル（大学等単位）での認定の場合は、学部の新設によって、認定教育プログラムの修了要件や構成科目の変更が生じないのであれば、変更届の提出の必要はない。一方で、学部・学科単位での認定の場合は、改組内容に応じて変更届あるいは別途新規認定の申請が必要となるため、変更届に関する要領を確認いただきたい。 【参考：変更等の届出に関する提出要領（令和８年度）p.4-5】 https://www.mext.go.jp/content/20260326-mxt_senmon01-000012848_13.pdf

２．認定要件（審査の観点）について

	質問	回答
1	**【教育プログラムの内容に係るホームページでの公表】** 令和９年度より現状の教育プログラムを刷新し、ホームページのURLを変更する予定である。その際、現状の教育プログラムのURLで申請することでよいか。提出までにホームページの更新が必要か。	再認定申請時は現状の教育プログラムのURLで差し支えない。提出後の書類確認の過程で、どのタイミングでホームページの更新ができるかどうか確認する場合がある。
2	**【自己点検・評価、外部評価の実施、公表】** 令和４年度に応用基礎レベル（学部・学科単位）の認定を受け、その後大学等単位へ拡大して申請、認定されている場合、令和9年3月31日を以て、当初1学科の認定有効期限を迎えますが、この場合当初1学科分のホームページでの公表は任意となるか？それとも継続性の観点から引き続き公表が必要となるか。	令和４年度に応用基礎レベル（学部・学科単位）の認定を受けた教育プログラムは大学等単位への拡大をもって、学部・学科単位としての認定は無効（大学等単位での認定期間にリセット）している。そのため、本認定制度との関連でいえば、１学科分のみの取組に関するホームページの公表は大学等のご判断になる。
3	**【自己点検・評価、外部評価の実施、公表】** 自己点検について、現在毎年度最新のものを公表しているが、公表は認定時からのものを掲載する必要があるということか。	ご指摘のとおり、認定時から毎年度掲載することが望ましい。少なくとも最新のものは公表していただきたい。
4	**【学生が学部･学科に関わらず履修可能な形で開講されていること】** 修了要件で設定する構成科目が１年次対象科目であるため，３年次編入学生にはカリキュラム的に実質的に履修が難しい場合でも，問題ないか。	本要件は、リテラシーレベルや応用基礎レベル（大学等単位）にあたっては、一部の学部学科の学生だけが履修できるような教育プログラムになっていないかという観点から所属学部や学科等によらず教育プログラムを履修可能な設計にしていることを求めるもの。編入学生は既修得単位等の状況によって履修すべき科目が変わってくるかと思うが、編入学生の教育プログラム履修を妨げるわけではないのであれば、要件を満たしていないとはならない。

３．プラス申請について

	質問	回答
1	プラス申請は応用基礎のみ対象か。	プラス選定の申請は今年度より応用基礎のみ受け付ける。
2	リテラシーレベルのプラス申請については、今後受け付ける予定はないという認識で合っているか。	ご認識のとおり、認定教育プログラムを実施する大学等の増加により、リテラシーレベルプラス選定の目的であった、全国の大学に数理・データサイエンス・AIの基礎的な素養を身に付ける教育の普及・展開が進んできたという状況を踏まえて、受付再開の予定は現状ない。 【参考：本認定制度Q&A（令和8年4月30日更新）6-6】 https://www.mext.go.jp/content/20260326-mxt_senmon01-000012848_13.pdf
3	現在、応用基礎レベルプラスを選定されていない場合でも、再認定申請でプラス申請可能か。	今回再認定の対象となる教育プログラムに限り、プラス選定の実績がない場合でも申請可能。
4	すでに応用基礎レベルプラスの認定を受けている場合でも、再認定の際に改めて様式4を提出してプラス申請をする必要があるという認識でよいか。 また、プラスの再認定に際して様式4の記載で留意すべき点はあるか。	ご認識のとおり改めて申請する必要がある。 応用基礎レベルプラスの審査の観点を今年度より見直しているため、申請にあたっては留意が必要。

４．申請様式・提出書類について

	質問	回答
1	**【申請書（表紙）】** 申請者のプルダウンリストのうち大学は学長となっているが、大学によっては総長としているケースがある。今後、プルダウンの選択肢が増えることはあるか。	ご指摘を踏まえ、令和8年11月6日（金）付で総長も選択できるように様式を修正した。
2	**【申請書（様式１）】** 「⑤修了要件」「⑥プログラム構成科目」「⑦プログラムを構成する授業の内容」について、入学年度によって異なる場合は要件や科目、授業の内容について記載分けが必要か。	様式１のシートを複製したうえで、入学年度によって分けて記載すること。
3	**【申請書（様式１）】** 令和９年度入学者から改組によるカリキュラム変更が生じる予定の場合、科目名等は新しいカリキュラムによるべきか、令和８年度以前の旧カリキュラムによるべきか。完成年度までの取扱いも含めてご教示いただきたい。	今年度の再認定は令和9年度以降のプログラム内容に対しての申請となるため、新カリキュラムの内容にて申請いただくことを想定している。 なお、令和８年度以前の旧カリキュラムで教育プログラムを履修する学生がいる場合には、様式１のシートを複製したうえで、入学年度によって分けて記載すること。
4	**【申請書（様式１）】** 本校では平成30年度入学者より教育プログラムを開講としており、令和6年度入学者よりカリキュラムを変更している。令和9年度時点で、令和5年度以前入学者と令和6年度以降入学者の双方が在籍しているが、教育プログラムの修了要件や科目名が異なるため、様式１やシラバスを別々で準備する必要があるか。 また、括弧書きなどで、カリキュラム改正前後が分かるように記載すれば、１つのシートにまとめて記載してもよいか。	様式１のシートを複製したうえで、入学年度によって分けて記載すること。また、シラバスも、それぞれのプログラム構成科目にあわせて最新のシラバスを提出すること。 １つのシートにまとめて記載することについて、わかりやすさと様式１の「⑦プログラムを構成する授業の内容」の書き分けが困難であることが想定されることから、異なるシートでの記載分けにご理解いただきたい。
5	**【申請書（様式１）】** 学部ごとにシートを分けて作成するのか。	複数の学部で「⑤修了要件」「⑥プログラム構成科目」「⑦プログラムを構成する授業の内容」が変わらないようであれば、１つのシートにまとめて記載して差し支えない。
6	**【申請書（様式１）】** 本学の応用基礎レベルの教育プログラムについて、必須科目４科目に加え選択科目を複数単位修得することで修了要件を満たすこととしています。一方で、実際は、必修4科目で応用基礎レベルで求められる要件を満たしている状況であるため、必修4科目について、どのような内容になっているかを申請書に記載するだけでもよいのか。	貴学において教育プログラムの修了要件や構成科目をどのように判断するのかに依る。必修4科目でプログラムを修了と位置付ける場合であれば4科目のみの記載でも差し支えないが、修了要件に選択科目の履修が実質必要という扱いであれば選択科目の記載の必要があるようにも見受けられる。

	質問	回答
7	**【申請書（様式１）】** 応用基礎レベル申請要項p.8「⑥プログラム構成科目」の【留意点】には、「「AI・DS実践」については、当該科目が演習やPBLなど実践の場を通じた学習体験を行っているものに該当する場合、「○」を選択してください。」とある。また、同要領p.3の３つの基本的要素とモデルカリキュラム対応箇所の表中には「項目Ⅰ及びⅡ　AI・データサイエンス実践（演習や課題解決型学習）」とあるが、「項目Ⅰ及びⅡ」について、例えば「項目Ⅰ」の1-6、1-7、2-2、2-7の項目のうち、いずれか1つでも「○」があれば「AI・DS実践」の要件を満たすという意味か。 それとも1-6、1-7、2-2、2-7の項目すべて「○」とならなければ要件を満たさないということになるのか。「項目Ⅱ」も同様の考え方となるか。	「AI・DS実践」は項目Ⅰでいずれか１つの学修項目で○となることが要件ではなく、項目Ⅰ・Ⅱの学修項目のうち、いずれか１つの学修項目で○であれば「AI・DS実践」の要件を満たすという考え方になる。
8	**【申請書（様式１）】** 令和6年2月のモデルカリキュラムの改訂への対応について、令和９年度に構成科目の授業内容を改訂して対応するスキルのキーワード等がある場合、「⑥プログラム構成科目」「⑦プログラムを構成する授業の内容」については、令和９年度改訂後の予定を含めて記載してよいのか。あるいは、令和８年度提出時点の状況で回答するべきか。	令和９年度改訂後の予定で記載すること。
9	**【申請書（様式１）】⑦プログラムを構成する授業の内容** 応用基礎レベルの学修項目3-6における「【B】関連するスキルセットのキーワード」のプルダウンで選択できる内容に、学修項目3-7の「オプション（高度な内容）」に含まれるキーワードが含まれている。この場合、様式1のプルダウンの通り、3-6で選択すれば良いのか。	当該キーワードは3-7で選択できるようにする必要があるため、ご指摘を踏まえ、令和8年11月6日（金）付でプルダウンの設定を変更した様式を公表した。
10	**【申請書（様式１）】⑦プログラムを構成する授業の内容** 提出するシラバスの授業内容に、対応するキーワードがそのまま明記されている必要はあるか。	対応する内容であればそのままの記載でなくても問題ない。リテラシーレベルの申請要領p.7及び応用基礎レベルの申請要領p.9の【留意点】において、「スキルセットの一字一句をすべて満たしていなくても、当該学修項目に対する学修内容を満たすために、当該授業科目で扱っているスキルセットとして当てはまるものが含まれていれば、プルダウンから選択してください」とあるため、御覧いただきたい。
11	**【申請書（様式１）】⑦プログラムを構成する授業の内容** 同一科目を複数学部で開講し、学部によって授業内容が一部異なる場合、各学部で扱う授業内容を合わせて、該当するキーワードを選択してよいのか。 それとも、学部共通の授業内容に限定する必要があるか。	学部ごとに名称は同じだが実質的には中身が違う科目ということであれば様式１のシートを複製して、学部ごとに分けて記載する必要がある。一方で、概ね共通の内容で一部だけ異なるということであれば、共通項の中で学習項目を満たせるかどうかをふまえキーワードを選択するといった記載も想定されうる。
12	**【申請書（様式１）】⑦プログラムを構成する授業の内容** 「【B】関連するスキルセットのキーワード」が４つ以上該当する場合など、必要に応じて、シート内の行を追加しても差し支えないか。	差し支えない。
13	**【申請書（様式１）】⑦プログラムを構成する授業の内容** 選択科目は修了要件上、必ずしも修得が必要なければ、「⑦プログラムを構成する授業の内容」には記載しなくてよいとのことだが、記載しても問題はないか。	記載されていたとしても削除を求めることはない。
14	**【申請書（様式１）】⑦プログラムを構成する授業の内容** リテラシーレベルの申請要領p.7及び応用基礎レベルの申請要領p.9の【留意点】において、「選択科目については原則記載する必要はない」とあるが、プログラムが選択科目のみで構成されている場合でも記入不要という理解でよいか。具体的には、「プログラムを構成する科目から、XX単位以上取得する」ことを認定要件としているが、この場合の各科目はそれぞれ選択科目に該当するという理解でよいか。	選択科目を履修することがプログラムを修了する上で不可欠という場合には、「⑦プログラムを構成する授業の内容」に選択科目も記載すること。なお、修了要件を満たすためには、選択科目から必要な単位数の修得が求められていることから、貴学の選択科目は、本様式における選択必須科目と同義かと思われる。
15	**【申請書（様式１）（様式２）】** 本校では、令和９年度に既存学科の改組を行い、新たな学科を設置する予定。 ①様式１は令和９年度以降の計画で記載するが、新設学科は修了要件や構成科目が他学科と異なる可能性がある。その場合、様式１のシートを分けて作成すればよいか。 ②様式２（令和８年度時点で設置されている全学科を記載）には、令和８年度時点で未設置の新設学科は記載しなくてよいか。	①修了要件が学科で異なる場合は様式１のシートを複製したうえで、分けて記載すること。 ②令和８年度時点で未設置の新設学科は記載しなくて差し支えない。
16	**【申請書（様式２）】** 教育プログラムを構成する科目の開講時期が後期のため、申請時には令和8年度の修了者は０となる。その場合、令和8年度の修了者数は、空欄としてよいか。	空欄でも差し支えない。
17	**【申請書（様式２）】** 令和8年度「履修者数・修了者数」に記載する数値について、申請期限（令和8年12月7日）時点では令和８年度の取組が終了していない。この場合、申請時点の実績、年度末の見込人数、空欄のいずれで記載すべきか。また、途中実績を記載する場合、集計基準日や年度末の確定実績との差異はどのように扱えばよいでしょうか。	令和８年度に関しては、申請時点での実績または年度末の見込人数で記載をいただく形で差し支えない（履修者数については申請時点での実績があると思われるが、修了者数については年度末の見込人数あるいは見込が立たない場合には空欄もありうると想定）。確定値については、令和９年度の履修状況調査等において改めて調査する予定。
18	**【申請書（様式２）】** 令和８年度「履修者数、修了者数」に記載する数値について、プログラム構成科目の秋学期履修登録期限は終了しているため、履修者数については申請書提出期限までに確定した数値を記載することが可能。ただ、修了者数については、学期末の成績判定まで確認することができない。そのため提出時点においては、履修者数に比較して修了者数が少ない数値となってもよいか。	ご指摘のとおりの記載で差し支えない。
19	**【申請書（様式２）】** 「※設置している学部が１学部のみの場合は、学科ごとに記載してください」は、応用基礎レベル（学部・学科単位）で認定を受けている教育プログラムについても対応が必要か。	応用基礎レベル（学部・学科単位）で認定を受けている教育プログラムについては対応不要。
20	**【申請書（様式２）】** 単一学部を設置する大学でリテラシーレベルの認定を受けているが、初年次は学科への配属はせず、２年次以降配属となる。教育プログラムとしては初年次から履修開始となるが、「※設置している学部が１学部のみの場合は、学科ごとに記載してください」の対象となるか。	対象となる。特定の学科のみ履修できないような実態になっていないか確認するためにも、学科ごとの入力をお願いしたい。
21	**【申請書（様式２）】** 必ず当該年度の数値でなければならない（前年度の数値は合算しない）のか。	年度によって履修を開始した人数、修了した人数の実態を把握する観点から、「履修者数」には、当該年度において教育プログラムの履修を開始した学生の人数を、「修了者数」には、当該年度において教育プログラムを修了した学生の人数をそれぞれ計上いただきたい。なお、複数年度にまたがる教育プログラムの場合、当該学生が履修を開始した初年度の履修者数として計上すること。
22	**【申請書（様式２）】** 認定教育プログラムとしての適用年度（認定を受けた教育プログラムの内容で開始した年度）より前に入学した学生が留年した場合の扱いに関して、プログラム履修者数に含めてよいのか。	特に基準や決まりを設けているわけではなく、履修者数に含めるかどうかは各大学等の判断事項になる。
23	**【申請書（様式３）】** 様式1については、学部・学科でシート別で記載分けが求められているが、様式3についても同様か。それとも、様式3の中で1つにまとめても問題ないのか。	様式3に関しては教育プログラム全体としての取組の成果や課題等を記載いただく観点から、学部、学科で分けずに、１つのシートにまとめて記載いただきたい。

	質問	回答
24	**【申請書（様式３）】** 外部からの評価などの項目があるが、本申請は要件を満たしているかどうかを確認するだけでなく、本様式の各項目の定性的な審査によって不認定となる制度なのか。	本制度の要件である、自己点検・評価の実施をしているかどうかを確認するとともに、これまでの取組の成果や課題等を把握するための様式である。なお、認定に係る審査は、「数理・データサイエンス・ＡＩ教育プログラム認定制度実施要綱（令和３年２月24日文部科学大臣決定、令和８年３月27日改訂）」「数理・データサイエンス・ＡＩ教育プログラム認定制度（リテラシーレベル）実施要綱細目（令和３年２月24日高等教育局長決定、令和８年３月27日改訂）」「数理・データサイエンス・ＡＩ教育プログラム認定制度（応用基礎レベル）実施要綱細目（令和４年３月15日高等教育局長決定、令和８年３月27日改訂）」に基づいて要件を満たしているかどうかの観点から審査する。
25	**【申請書（様式３）】** 「⑤修了者の進路、企業からの評価（プログラムを修了した卒業生の進路先や活躍状況についての把握状況、採用した企業からの評価等を踏まえて、具体的な成果、今後の課題について記載）」について、代替の方法はあるか。記載を素直に読むと個人情報を含めた確認を企業に依頼することとなり、情報の収集が困難。例えば企業からの本校のリテラシーレベルの認定に関する評価で代替可能ならば、学校の技術懇談会のような懇意の企業に一般的な評価を得ることは可能だが、そのような方法での申請可能か。	企業による貴学のリテラシーレベルの認定に関する評価での代替でも可能。持続的に教育プログラムを改善するための仕組みとして、学外からの視点や評価をどのように得ているか等について記載いただきたい。もし修了者の進路や企業からの評価の把握で課題を持たれているということであれば、今後その再認定を受けた後にどのような方向にしていきたいか計画としてまとめることも一案としてはありうる。
26	**【シラバス】** 説明会資料p.28の「１つの授業科目で複数回開講する場合に、全てのシラバスを提出する必要はありません。」について、春学期と秋学期で同一構成のシラバスの場合は、最新学期のシラバスのみを提出すればよいか。	最新学期のシラバスのみで差し支えない。
27	**【シラバス】** 現時点で令和9年度の担当教員が未定（着任前で公表できない場合を含む）の科目がある場合、授業計画に関する資料をどのように作成すればよいか。令和８年度からの継続科目の場合、令和８年度の担当教員を書いてもよいのか。	担当教員欄は未定でも差し支えない。シラバスについては、特に授業内容からモデルカリキュラムの内容を実施する科目かどうかを確認する観点から提出いただきたいものである。
28	**【シラバス】** 新設学科の令和９年度開講科目について、申請締切までにシラバスの作成が間に合わない場合は申請要領に示された項目（開講年度、学修目標、授業の方法、授業内容、年間の授業計画、単位数、担当教員、成績評価方法等）を記載した本校独自の様式の授業計画書を提出することで差し支えないのか。	ご提案の授業計画書提出で差し支えない。
29	**【シラバス】** 令和9年度からプログラムの科目構成の変更を検討しているが、提出期限までにシラバス等含め変更内容が確定しない場合、再認定申請は現在のプログラム内容で提出し、内容が固まり次第変更届を提出するかたちでも問題ないか。	シラバスという形式で確定できなくとも、リテラシーレベルの申請要領p.8及び応用基礎レベルの申請要領p.11の「（２）プログラム構成科目の最新のシラバス」を参照の上、開講年度、学修目標、授業の方法、授業内容、年間の授業計画、単位数、担当教員、成績評価方法等を記載した授業計画を提出いただく形でも差し支えない。計画としての提出も困難な場合は、ご提案の対応でも差し支えない。
30	**【シラバス】** 大学のシラバスの様式上、「単位数」を記載する欄がない場合、どのように対応したらよいか。	シラバスの書式上、記載がない項目については、シラバスの余白に記載いただくか、履修要項等の単位数が記載されている資料とあわせて提出いただきたい。
31	**【シラバス】** リテラシーレベルの申請要領p.8及び応用基礎レベルの申請要領p.11の「（２）プログラム構成科目の最新のシラバス」の【留意点】に、「・単位互換等を実施している授業科目については、単位互換等に係る協定書等を該当の科目のシラバスの後に添付して提出してください」とある。単位互換ではなく、本学の卒業生に限り科目等履修生での履修を認めている場合も規定等の添付が必要なのか。	科目等履修生の履修を認めている科目を自大学等で開講する場合は特に規程等の提出は不要。単位交換等に係る協定書等については、当該科目が他大学等が開講する科目ではあるものの、他大学と連携する形で自大学等としても開講していることを確認するために提出いただくものである。
32	**【取組・成果概要】** サンプルや昨年度提出された例など、お示し可能なものがあればありがたい。	雛型様式以外にサンプルはないが、下記のURLにて認定校一覧と各認定校のホームページへのリンクを取りまとめている。認定を受けた時の申請書は公表を求めているため適宜参考にしてほしい。 【文部科学省HP：認定・選定校一覧】 https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/suuri_datascience_ai/mext_00005.html
33	**【取組・成果概要】** 「成果」の部分は具体的にはどのようなものが必要か。１ページに取組概要とともに集約する必要があるため、どの程度の内容が求められているのか把握したい。	取組概要としては、プログラムの構成や内容を端的にまとめていただきたい。 成果の部分については、例えば、履修者数や修了者数、資格関連の実績等の定量的な成果や、産業界や地域と連携して取り組んでいる事例があれば、特色あるものとして盛り込んでいただく等が一例かと思う。プログラムの内容や成果を学外で説明・紹介することを意識した内容として検討いただきたい。

５．その他

	質問	回答
1	「自己点検・評価」について、外部の評価意見を受けることは要件として実施し、それを受けて十分に検討した結果として外部の意見を反映しない判断はあり得るという理解でいる。リテラシーレベルともあわせて６年実施してきて学内外のギャップと各々の正当性が見えてきている。AI戦略2019を踏まえた制度開始当初は経済産業省も関与していた事業でその名残ともみられるものがあるところ、取り巻く社会の変化もふまえてあらためて文科省がこの制度の目標・グランドデザインをどうとらえているのか。 様式に「企業からの評価」があるにもかかわらず「研究者からの評価」がないことは最近の修士・博士課程増加による高度専門人材育成や統合イノベーション戦略の方向性に合っているのかという疑問がある。	AI戦略2019においてデジタル社会における基礎的素養として数理・データサイエンス・AIが注目され、本制度の開始となったが、生産年齢人口の減少やAIをはじめとした情報技術の進化に伴う社会や産業構造の変化を踏まえると、学問分野によらず、数理的な思考力、データサイエンス・AIを活用するための基礎力は益々重要になると文部科学省としては認識している。引き続き全国の大学、短期大学、高等専門学校における数理・データサイエンス・AI教育を推進していくとともに、地方公共団体、産業界、高等学校など様々なステークホルダーと連携しながら、研究者養成も含めて社会的な需要に即した教育の展開が必要だと考えている。